

一定規模以上の建築物の建築などの際に 景観に関する届出が必要となります

みよし市は、平成22年9月1日に「景観行政団体」となり、景観法に基づいた各種施策を実施できるようになりました。

景観行政団体は、景観計画に基づいて条例を制定し、良好な景観に影響を及ぼす恐れのある建築行為などに対して、届出の義務化や勧告をするなどの規制誘導をする

ことができます。

みよし市では、「みどり」と「景観計画」の策定と「水と緑の風景を守り育てる条例」の制定により、平成23年7月1日から、市全域で一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為などについて事前に市への行為届出書の提出が必要となり、それぞれに該当する景観形成基準に適合することが求められます。

1. 届出が必要となる主な行為(届出対象行為)

(1) 建築物

建築物の新築、増築、改築や外観を変更することとなる修繕などのうち届出が必要となる主な行為は次のとおりです(ただし、専ら

▼問い合わせ＝都市計画課

☎(32)8021 FAX(34)4429

自らが居住するための住宅などは除く。

① 中高層建築物(高さが10mを超える建築物)、6戸以上の共同住宅

② 延べ面積の合計が1,000㎡以上の建築物(増築にあつては、増築部分の床面積が500㎡以上で、かつ、増築後の延べ面積の合計が1,000㎡以上)のもの

(2) その他

次の行為についても面積や内容などによって、届出が必要な場合があります。

① 工作物の建設など② 開発行為③ 土地の開墾、土石の採取や土地の形質変更など④ 屋外における土石や廃棄物などの堆積⑤ 木竹の伐採

景観行政Q&A

Q 景観づくりはなぜ必要なの？

A みよし市には、市街地を包む身近な緑である里山や境川などの河川、三好池などのため池、田園や果樹園など緑豊かで魅力的な景観があります。

このような水と緑の景観を守り後世に伝えていくことも、「自然と共生する美しいみよし」づくりを行うため、さまざまな景観施策が必要となります。

Q なぜ届出が必要なの？

A みよし市では、市民、市および事業者の適切な役割分担と協働により、水と緑の風景を大切にしたい、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進め、これらを未来へ継承していくことを目指しています。

この目的を表現するため、「みどり」と「景観計画」の策定と「水と緑の風景を守り育てる条例」の制定を行い、景観に影響を及ぼす一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などを対象に、その行為の内容について届出を行っていただくものです。

■景観形成基準(建築物で主な内容のみを掲載)

主な項目		主な制限内容および措置の基準
建築物	配置	建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化に努める。
	形態	周囲の建築物やまちなみおよび自然景観との調和や統一感に、配慮するよう努める。
	意匠	建築材料は、外観の変化をすぐに起こさない耐久性、対候性のあるもの、または、年月とともに落ち着いた雰囲気の出る材料の使用に努める。
	色彩	色相2.5R~10Yは、彩度(鮮やかさ)を8以下とする。その他の色相は2以下とする。
	外構緑化	工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木の植栽に努める。

前述の届出対象行為については、次の景観形成基準に適合することが求められます。

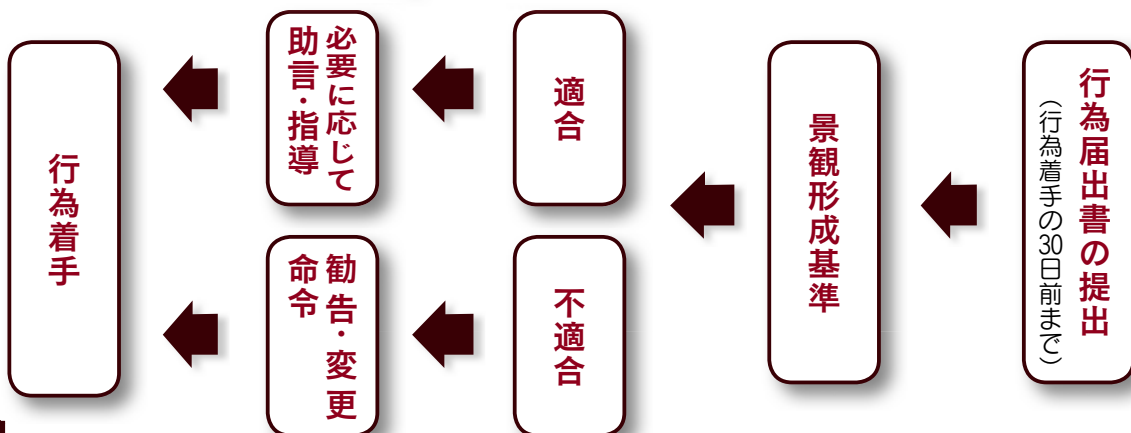
2. 景観形成基準(建築物で
主な内容のみを掲載)

3. 行為届出書の提出

4. 概略の届出の手続きフロー



- ① 対象：市内で平成23年7月1日以降に行行為着手予定の届出対象行為
- ② 提出先：都市計画課
- ③ 届出期日：行為着手の30日前まで。事前の相談を行うなど、計画段階で協議をして頂き、着手日を考慮し、余裕を持って届出ください。



形態、意匠などについて良好な景観を形成し、まちの価値や魅力を高めるよう規制・誘導を行います。

Q 「景観形成基準」ってなに?

A 「みどり」景観計画の中で良好な景観の形成を導く基準として、「景観形成基準」を定め、景観に影響する建築行為や開発行為などについてその配置、形態、意匠、色彩や緑化などについて基準を定めています。

なお、形態意匠についてこの基準に適合しないと認められた場合は、市は必要に応じて、勧告や変更命令を行うことができます。

Q 届出の必要がない規模の建築物や工作物などは、景観配慮が必要なの?

A 一定規模以下の建築物などは、景観法に基づき届出は不要ですが、建築物の建築などの行為を行う場合は、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るため必要な措置を講ずるように努めていただく必要があります。